

### III 外 国 人 の 特 別 入 学 者 選 抜

#### 第1 募 集

##### 1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)の志願要件に該当する者

###### (1) 志願資格

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者  
又は令和8年3月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和8年3月修了見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者  
(別記6、83ページ参照)

###### (2) 志願要件

保護者等とともに千葉県内に居住している又は居住予定のある外国籍の者等のうち、入国後の在日期間が3年以内の者

この場合、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和8年2月2日（月）までに3年が経過していない場合をいう。

なお、入国後の在日期間が3年を超えている場合でも、入国後、文部科学省が認可している在日外国人学校に在籍している場合は、この限りではない。

##### 2 外国人の特別入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

学 校	課 程 学 科	入学許可候補者の予定人員
千葉県立京葉工業高等学校	全日制の課程 機械科・電子工業科・設備システム科・建設科	入学許可候補者の予定人員については、別に定める。 また、「I 一般入学者選抜」の募集人員の一部とする。
千葉県立幕張総合高等学校	全日制の課程 総合学科	
千葉県立柏井高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立八千代東高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立市川昂高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立松戸国際高等学校	全日制の課程 国際教養科	
千葉県立流山おおたかの森高等学校	全日制の課程 国際コミュニケーション科	
千葉県立成田国際高等学校	全日制の課程 国際科	
千葉県立富里高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立多古高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立九十九里高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立大原高等学校	全日制の課程 総合学科	
千葉県立安房拓心高等学校	全日制の課程 総合学科	
千葉県立市原八幡高等学校	全日制の課程 普通科	
松戸市立松戸高等学校	全日制の課程 国際人文科	
柏市立柏高等学校	全日制の課程 普通科	
千葉県立千葉商業高等学校	定時制の課程 商業科	
千葉県立千葉工業高等学校	定時制の課程 工業科	
千葉県立船橋高等学校	定時制の課程 総合学科	
千葉県立市川工業高等学校	定時制の課程 工業科	
千葉県立東葛飾高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立佐原高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立銚子商業高等学校	定時制の課程 商業科	
千葉県立匝瑳高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立東金高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立長生高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立長狭高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立館山総合高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立木更津東高等学校	定時制の課程 普通科	
千葉県立生浜高等学校	三部制の定時制の課程 普通科（夜間部）	
千葉県立松戸南高等学校	三部制の定時制の課程 普通科（夜間部）	
千葉県立佐倉南高等学校	三部制の定時制の課程 普通科（夜間部）	

## 第2 出願

### 1 総則

「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読み替え等は、次のとおりとする。

- (1) 1の(3)は、「規則、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、同一高等学校の同一課程における外国人の特別入学者選抜を実施する異なる学科については、第2希望を申し出ができる。」と読み替える。
- (2) 1の(4)の隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は、適用しない。また、1の(5)の「上記(4)に定める者のはか、」を削る。
- (3) 1の(7)及び(8)は、これを削る。

### 2 出願書類等

書類等	摘要
(1) 入学願書	出願登録サイトにおいて、所要事項を入力すること。詳細は、「インターネット出願志願者マニュアル」（各高等学校のウェブページに12月頃掲載予定）に定める。 また、入力した内容のデータは、志願校へ直接提出されるため送付不要。
インターネット出願ができない場合のみ (1)-2 入学願書・収入証紙 貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙2）を県教育委員会のウェブページから印刷し、所要事項を記入すること。なお、所定の用紙（別紙2）は、各教育事務所及び県教育庁教育振興部学習指導課でも令和7年11月4日（火）から交付する。 入学検査料については、3ページの入学検査料一覧表とのおりとする。 写真貼付欄に、写真2枚（横3.0cm×縦4.0cm、正面半身脱帽・無背景、令和7年9月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可。）を貼付すること。
(2) 外国人特別措置適用申請書	中学校在籍（出身）の場合は、様式7の(1)、その他（海外現地校等在籍（出身））の場合は、様式7の(2)で作成すること。
(3) 外国籍であることを証する書類	在留カードの両面をコピーしたもの、あるいは特別永住者証明書又はこれに代わる書類のコピーを提出すること。コピーを提出する際は、在籍中学校の原本証明又は千葉県総合教育センター学力調査部の確認を受けたものとする。また、前述の原本証明又は確認が受けられない場合は、志願先の高等学校が原本を確認するものとする。
(4) 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(5) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出すること。ただし、インターネット出願によらない出願の場合は、在籍中学校の校長に提出することを報告した上で提出すること。 また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(6) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式14）を提出すること。
(7) 誓約書	「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）を提出すること。
(8) 必要に応じて提出する書類	「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(9) 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること（「II 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」、13ページ参照）。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、83ページ参照）が出願する場合は、別記7（84～85ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては、(6)、(7)及び(8)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

### 3 出願手続

「I 一般入学者選抜」の「第2 出願」の3に定めるところによる。

## 第3 志願又は希望の変更

「I 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」に定めるところによる。

## 第4 調査書及び学習成績分布表

「II 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第4 調査書及び学習成績分布表」に定めるところによる。

## 第5 入学願書等の提出期間等の特例

「I 一般入学者選抜」の「第5 入学願書等の提出期間等の特例」に定めるところによる。

## 第6 受検票等の交付

「I 一般入学者選抜」の「第6 受検票等の交付」に定めるところによる。

## 第7 本 検 査

「III 外国人の特別入学者選抜」の本検査は、次のとおり行う。

### 1 検査期日

令和8年2月17日（火）

### 2 検査場所

志願した高等学校

### 3 検査の内容

面接及び作文（面接は、日本語（必要に応じて英語）、作文は、出願時に様式7の(1)又は(2)の提出により、日本語又は英語を選択する。）

### 4 検査時間割

2月17日（火）	
時 間	検 査 等
12:45	集 合
12:45～12:55	受付・点呼
12:55～13:10	注意事項伝達
13:25～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

### 5 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午後0時45分までに志願した高等学校に集合すること。
- (3) 携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) スマートフォン等の電子機器類は、検査室に持ち込まないこと（控室が検査室になる高等学校においては、検査監督者の指示に従うこと。）。
- (6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。

### 6 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者としないものとする。

なお、不正行為とは、「I 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

## 第8 追 検 査

「III 外国人の特別入学者選抜」の追検査は、次のとおり行う。

### 1 受検資格

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の1に定めるところによる。

### 2 追検査志願者の連絡

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の2に定めるところによる。

### 3 追検査受検願等の提出期間及び受付時間

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の3に定めるところによる。

### 4 提出書類及び提出先

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の4に定めるところによる。

### 5 追検査受検承認書等の交付

「I 一般入学者選抜」の「第8 追検査」の5に定めるところによる。

### 6 検査期日

令和8年2月26日（木）

### 7 検査場所

志願した高等学校

### 8 検査の内容

面接及び作文（面接は、日本語（必要に応じて英語）、作文は、出願時に様式7の(1)又は(2)の提出により、日本語又は英語を選択する。）

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、追検査受検願等の提出時に志願者に文書で伝えるものとする。

## 9 検査時間割

2月26日(木)	
時 間	検 査 等
12:25	集 合
12:25~12:35	受付・点呼
12:35~12:50	注意事項伝達
13:05~	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

## 10 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午後0時25分に志願した高等学校に集合すること。
- (3) 携帯品、その他留意事項については、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) スマートフォン等の電子機器類は、検査室に持ち込まないこと（控室が検査室になる高等学校においては、検査監督者の指示に従うこと。）。
- (6) 検査室内では、物の貸借はしないこと。

## 11 その他

不正行為をした者は、入学許可候補者としないものとする。

なお、不正行為とは、「I 一般入学者選抜」の「第7 本検査」の6に定めるところによる。

## 第9 選 抜 方 法

- 1 中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。  
なお、調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。  
また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。
- 2 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 3 第2希望の学科についての選抜は、第1希望を優先させることを原則とする。
- 4 志願者の数が募集人員に満たない県立高等学校の校長は、より正確かつ適切な合否判定をするために、特に慎重に審議する必要があると判断した場合、選抜の資料等について、県教育委員会が選定した外部の専門家から意見聴取することとする。
- 5 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「III 外国人の特別入学者選抜」の「選抜・評価方法」は、令和7年10月16日(木)から令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜の「選抜・評価方法」が公表されるまで、各高等学校のウェブページに掲載する。詳細は、別に定める。

## 第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

「I 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。

## 第11 そ の 他

- 1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出了した場合には、中学校の校長等は、速やかに文書（様式5の(1)又は(2)）により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。  
なお、令和8年3月2日(月)正午までに連絡がない者については、「I 一般入学者選抜」の「第10 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知」に定めるところによる。
- 2 高等学校の校長は、必要のある場合は、入学許可候補者について入学の意思を確認するため、必要な書類を提出させることができる。
- 3 障害又は病気、怪我等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。  
なお、障害等のため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（87ページ参照）により、「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出することができる。
- 4 志願者から提出された「自己申告書」は、選抜の資料としない。  
なお、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 5 この要項に定めるもののほか、「III 外国人の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、感染症の感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。